

釧路圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、傍聴希望用紙を、郵送又はFAXにより事前に（指定する期日までに）お申し込み願います。
当日は、委員会の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、地域づくり推進員等（事務局）の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入場してください。（身分証又は名刺等により身分確認をさせていただきます。）
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第（会場ごとに定員は異なります）受付を終了します。（会場の座席数に限りがあるため、申込み多数の場合は先着順とし、傍聴できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。傍聴できない場合や確認事項がある場合は会議前日までにご連絡いたします。）
- (3) 電話による申込みは、受け付けておりません。

2 傍聴する皆様への注意事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、地域づくり推進員等が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。議題の内容（個別案件の協議など）等により、会議の途中でも退出いただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、地域づくり推進及び事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 銃砲刀剣類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれのある方（粗野又は乱暴な言動をする方等）の傍聴はお断りいたします。